

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第18号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <省略></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第2</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)から(7)まで <省略></p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア <省略></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行</p> |

| | |
|--|---|
| <p>8条の2においてこれらの規定を準用する<u>場合を含む。</u>)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> | <p>った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> |
| 2及び3 <省略> | 2及び3 <省略> |

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表)

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 受付番号 | | 市営住宅番号 | |
|------|--|--------|--|

| 市 営 住 宅 入 居 申 込 書 | | | | | | |
|--|--|----|-------------|---------------|--------------|------|
| (宛先) 瀬戸市長 | | | | 年 月 日 | | |
| (入居申込者) 住 所 氏 名 電 話 番 号 | | | | | | |
| 次のとおり相違ありませんから、市営住宅の入居を申し込みます。なお、申請内容が事実と相違するときは、この申請が取り消されても異議を申しません。 | | | | | | |
| 希 望 す る 市 営 住 宅 | | | | | | |
| 申 込 区 分 | | | | 一般世帯向・シルバー世帯向 | | |
| 入居する世帯員 | 氏名 | 続柄 | 個人番号 | 生年月日 | 勤務先・名称(電話番号) | 年収金額 |
| | | 本人 | | . . | | |
| | | | | . . | | |
| | | | | . . | | |
| | | | | . . | | |
| | | | | . . | | |
| 特別控除該当者数 | 寡 婦 障 害 者(うち特別障害者) | | 特 定 扶 養 親 族 | | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 現在の住宅の種類 | 1 持家 2 民間借家 3 民間アパート 4 社宅 5 寮 6 公営住宅 7 公団住宅 8 借間 9 親族等と同居 10 その他 () | | | | | |
| 住宅に困っている理由 | 1 狭い(1人当り 畳) 2 他の世帯と同居 3 家賃が高い(月額 円) 4 立退き要求を受けている。 5 遠距離通勤(片道 分) 6 婚約中(入籍予定 年 月 日) 7 居住環境不良 8 その他 () | | | | | |
| 条例第6条第4号に関する事項 | 市税について、滞納をしていないことを誓約します。なお、このことについて、市税納税証明を提出します。 | | | | | |
| 条例第6条第5号に関する事項 | 入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)でないことを誓約します。なお、このことについて、条例第49条の2の規定により、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意します。 | | | | | |

(裏)

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---|-----|-----|----|-------|-------|---|-----------|
| 勤務先 の 給 与 証 明 | 次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。 年 月 日 給与支給者 所在地 名称及び 代表者氏名 | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | 採用年月日 | 年 月 日 | | |
| | 支給年月 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 扶養人数 人 |
| | 給与 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 賞与等 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 支給年月 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 総支給額 円 |
| | 給与 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 賞与等 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 婚 約 証 明 書 | 申込者住所 氏名 年 月 日生 | | | | | | | |
| | 婚約者住所 氏名 年 月 日生 | | | | | | | |
| | 上記の両者は婚約中であり、年 月 日婚姻の届出（入籍） 予定であるが、結婚後住宅に困窮することを証明します。 | | | | | | | |
| | 仲人 | 続柄 | () | 住所 | | | | |
| | (仲人がいない 場合は知人等 第三者) | | | 氏名 | | | | |
| | 男の親 | 続柄 | () | 住所 | | | | |
| | (両親が死亡等 の場合は兄弟 等の親族) | | | 氏名 | | | | |
| 女の親 | 続柄 | () | 住所 | | | | | |
| (両親が死亡等 の場合は兄弟 等の親族) | | | 氏名 | | | | | |
| (添付資料) | | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。